

令和3年5月28日

二宮町立小中学校長 様

二宮町教育委員会教育長  
(公印省略)

### 学校教育活動におけるマスクの取扱いについて

新型コロナウイルスの終息が未だ見通せない中、学校におかれましては、感染対策を行いつつ、日々の学校教育活動を実施されていることと思いますが、感染対策の基本となるマスクの取扱いについては、気温の上昇に伴い、保護者等から様々なご意見をいただいているところです。

これを踏まえ、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」(2021.4.28 Ver.6)等に則して、あらためて町教育委員会としてマスクの取扱いに関する考え方を整理しましたので、お知らせします。

学校におかれましては、この考え方を基本としつつ、立地や日当たりなど、各校の実情に応じて臨機応変にご対応いただくとともに、職員ごとに異なる認識の対応がなされないよう、校内での共通認識を一層深めていただくようお願いいたします。

また、登下校時も含めたマスクの取扱いに関する指導内容については、保護者や地域の方々にもご理解いただけるよう、学校だよりや学校ホームページなど、様々な機会を通じて発信していただくようお願いいたします。

#### 1. 「学校の新しい生活様式」(2021.4.28 Ver.6)による対応

○密接の場面において、身体的距離が十分とれないときは、マスク着用を原則とし、活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応する。

なお、この考え方は、休み時間や登下校の場面においても同様とする。

- ・十分な距離が確保できる場合は、マスクの着用を要しない。
- ・気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生する恐れがあるため、熱中症対策を優先してマスクを外すこととし、職員から児童生徒に積極的な声掛けを行う。特に、自分でマスクを外してよいか判断が難しい年齢の子ども等への声掛けに留意する。
- ・児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じたときなどには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるよう指導する。
- ・合唱をする際には、マスクを原則着用することとし、合唱している児童生徒同士や指導者等、聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空ける。

- ・体育の授業においては、マスクの着用を要しない。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、熱中症になるリスク等がない場合は、マスクを着用する。（詳細は以下の項番2を参照）
- ・マスクを外すときは、身体的距離を十分に確保し、近距離での会話を行わないよう指導する。

## 2. 「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」(R2.5.21 スポーツ庁事務連絡) による対応

- ・体育の授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を2 m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保する。また、児童生徒が教え合う場面では互いの距離を2 m以上確保するとともに、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導する。
- ・体育の授業において、軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、熱中症事故の防止に留意しつつマスクの着用を可とする。
- ・マスクの着用時は、呼気が激しくなるような運動を控えたり、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2 m以上確保して休憩するよう指導する。
- ・体育の授業は、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施し、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動は行わない。また、こまめな換気を実施する。
- ・授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1～2 m以上確保するよう指導する。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2 m以上確保するよう指導する。
- ・教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ない。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、児童生徒との距離を2 m以上（ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離）を確保する。
- ・児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面実施せず、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫を行う。

問合せ先：教育部教育総務課指導班  
電話 75-9261（直通）